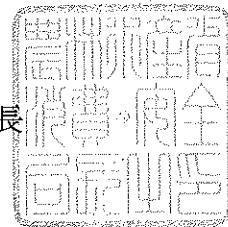


30消安第256号
平成30年4月25日

一般社団法人全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成30年度農薬危害防止運動の実施について

のことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、本運動の趣旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

写

薬生発0425第1号
30消安第256号
環水大土発第1804251号
平成30年4月25日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

平成30年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壤くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺や学校等公共施設での農薬使用に際しての周辺住民や施設利用者への周知や配慮の不徹底等の事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例及び⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が散見されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が散見されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

以上のような状況を鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。